

# 主契約の契約種別に関する条件変更に伴う電気需給約款の改定に関するお知らせ

## ＜契約条件に係る変更＞

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、当社は、2026年4月1日付にて電気需給約款（高圧）の内容を改定し、その内容の一部を変更することといたしました。本書はご契約お申込み時にお送りしている申込確認書および重要事項説明書とあわせて、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

当社は今後とも、より一層お客さま満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

### ■変更の内容

当社では、電力の長期的かつ安定的な電力サービスの提供に向け、契約条件の適切な維持管理を行っており、このたび、以下のとおり改定することといたしました。

#### 第11条（契約種別）第2項

改定前	2. 電力需給契約の契約期間中における主契約の契約種別の変更可否については、変更前の契約種別ごとに下表のとおりとする。但し、契約期間は引き継がないものとし、変更後の契約種別の契約期間は、当該変更日から起算するものとする。									
	<table border="1"><thead><tr><th>変更前の契約種別</th><th>変更可否</th></tr></thead><tbody><tr><td>高圧ダイレクトプラン</td><td>いつでも可能</td></tr><tr><td>高圧フラットプラン</td><td>支払繰延特約の適用による繰延金額及び繰延手数料について、それらが発生していない場合または発生後に電力需要者が全額の支払いを完了している場合に限り可能</td></tr><tr><td>高圧プロテクトプラン S</td><td>値引特約に定める各年度の終了時のみ可能</td></tr><tr><td>高圧ゆとりプラン S</td><td>当社が定める清算金（未請求分の電気料金等を含む全額）の支払いを完了した場合に限り可能</td></tr></tbody></table>	変更前の契約種別	変更可否	高圧ダイレクトプラン	いつでも可能	高圧フラットプラン	支払繰延特約の適用による繰延金額及び繰延手数料について、それらが発生していない場合または発生後に電力需要者が全額の支払いを完了している場合に限り可能	高圧プロテクトプラン S	値引特約に定める各年度の終了時のみ可能	高圧ゆとりプラン S
変更前の契約種別	変更可否									
高圧ダイレクトプラン	いつでも可能									
高圧フラットプラン	支払繰延特約の適用による繰延金額及び繰延手数料について、それらが発生していない場合または発生後に電力需要者が全額の支払いを完了している場合に限り可能									
高圧プロテクトプラン S	値引特約に定める各年度の終了時のみ可能									
高圧ゆとりプラン S	当社が定める清算金（未請求分の電気料金等を含む全額）の支払いを完了した場合に限り可能									
改定後	2. 電力需要者は、電力需給契約の契約期間が満了する1ヶ月前までに申し出ることにより、契約期間の満了に際し、当社の定める取扱いの範囲内で、主契約の契約種別を変更することができる。また、契約期間中における主契約の契約種別の変更については、当社が認めた場合を除き、行うことができないものとする。									

本書変更に伴い、お客さまにご対応いただく事項はございません。

変更内容についてご不明点などございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

### ■お問い合わせ先

高圧カスタマーセンター 0120-506-205（受付時間 10:00～18:00／定休日 土日・祝日・年末年始）